

○第 1 条関係

青森市職員の給与に関する条例（平成十七年条例第五十三号）新旧対照表

・令和 5 年度に係る改正

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第二十七条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、六月に支給する場合には百分の百二十、十二月に支給する場合には百分の百二十五を乗じて得た額に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百二十、」とあるのは「百分の六十七・五、」と、「百分の百二十五」とあるのは「百分の七十」とする。</p> <p>4～6 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第三十条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>一 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、六月に支給する場合には百分の九十五、十二月に支給する場合には百分の百を乗じて得た額の総額</p> <p>二 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、六月に支給する場合には百分の四十五、十二月に支給する場合には百分の四十七・五を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p> <p>別表第一（行政職給料表）・・・全改 別表第二（公安職給料表）・・・全改 別表第三（教育行政職給料表）・・・全改 別表第四（医療職給料表）・・・全改 (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第二十七条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に百分の百二十〇を乗じて得た額に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百二十、」とあるのは「百分の六十七・五」とする。</p> <p>4～6 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第三十条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>一 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に百分の九十五を乗じて得た額の総額</p> <p>二 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に百分の四十五を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p> <p>別表第一（行政職給料表） 別表第二（公安職給料表） 別表第三（教育行政職給料表） 別表第四（医療職給料表） (略)</p>

○第 2 条関係

青森市職員の給与に関する条例（平成十七年条例第五十三号）新旧対照表

・令和 6 年度以降に係る改正

改正後	改正前																
<p>(期末手当)</p> <p>第二十七条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>百分の百二十二・五</u>を乗じて得た額に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>百分の百二十二・五</u>」とあるのは「<u>百分の六十八・七五</u>」とする。</p> <p>4～6 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第三十条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>一 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>百分の九十七・五</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>二 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>百分の四十六・二五</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p> <p>別表第五(第三条関係)</p> <p>イ～ホ (略)</p> <p>へ 医療職給料表(二)級別基準職務表</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>職務の級</th> <th>基準となるべき職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一級</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>二級</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>三級</td> <td>主任薬剤師、主任診療放射線技師、主任理学療法士、主任作業療法士、主任歯科衛生士、主任歯科技工士、主任栄養士、主任臨床検査技師、主任臨床工学技士、主任言語聴覚士、主任視能訓練士又は主</td> </tr> </tbody> </table>	職務の級	基準となるべき職務	一級	(略)	二級	(略)	三級	主任薬剤師、主任診療放射線技師、主任理学療法士、主任作業療法士、主任歯科衛生士、主任歯科技工士、主任栄養士、主任臨床検査技師、主任臨床工学技士、主任言語聴覚士、主任視能訓練士又は主	<p>(期末手当)</p> <p>第二十七条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、六月に支給する場合には<u>百分の百二十</u>、十二月に支給する場合には<u>百分の百二十五</u>を乗じて得た額に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>百分の百二十</u>、<u> </u>」とあるのは「<u>百分の六十七・五</u>、<u> </u>」と、「<u>百分の百二十五</u>」とあるのは「<u>百分の七十</u>」とする。</p> <p>4～6 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第三十条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>一 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、六月に支給する場合には<u>百分の九十五</u>、十二月に支給する場合には<u>百分の百</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>二 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、六月に支給する場合には<u>百分の四十五</u>、十二月に支給する場合には<u>百分の四十七・五</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p> <p>別表第五(第三条関係)</p> <p>イ～ホ (略)</p> <p>へ 医療職給料表(二)級別基準職務表</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>職務の級</th> <th>基準となるべき職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一級</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>二級</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>三級</td> <td>主任薬剤師、主任診療放射線技師、主任理学療法士、主任作業療法士、主任歯科衛生士、主任歯科技工士、主任栄養士、主任臨床検査技師、主任臨床工学技士、<u> </u>、主任視能訓練士又は主</td> </tr> </tbody> </table>	職務の級	基準となるべき職務	一級	(略)	二級	(略)	三級	主任薬剤師、主任診療放射線技師、主任理学療法士、主任作業療法士、主任歯科衛生士、主任歯科技工士、主任栄養士、主任臨床検査技師、主任臨床工学技士、 <u> </u> 、主任視能訓練士又は主
職務の級	基準となるべき職務																
一級	(略)																
二級	(略)																
三級	主任薬剤師、主任診療放射線技師、主任理学療法士、主任作業療法士、主任歯科衛生士、主任歯科技工士、主任栄養士、主任臨床検査技師、主任臨床工学技士、主任言語聴覚士、主任視能訓練士又は主																
職務の級	基準となるべき職務																
一級	(略)																
二級	(略)																
三級	主任薬剤師、主任診療放射線技師、主任理学療法士、主任作業療法士、主任歯科衛生士、主任歯科技工士、主任栄養士、主任臨床検査技師、主任臨床工学技士、 <u> </u> 、主任視能訓練士又は主																

改正後		改正前	
	査(以下「主任薬剤師等」という。)の職務		査(以下「主任薬剤師等」という。)の職務
四級	副薬剤長、診療放射線副技師長、副理学療法士長、副作業療法士長、臨床検査副技師長若しくは主幹(以下「副薬剤長等」という。)又は高度の技術若しくは経験を必要とする主任薬剤師等の職務	四級	副薬剤長、診療放射線副技師長、副理学療法士長_____、臨床検査副技師長若しくは主幹(以下「副薬剤長等」という。)又は高度の技術若しくは経験を必要とする主任薬剤師等の職務
五級	(略)	五級	(略)
六級	(略)	六級	(略)
ト (略)		ト (略)	

○第 3 条関係

一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成十七年条例第四十号）新旧対照表

・令和 5 年度に係る改正

改正後	改正前																																																				
<p>(給与に関する特例)</p> <p>第五条 第三条第一号の規定により任期を定めて採用された職員（以下「第一号任期付研究員」という。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td style="text-align: right;">402,000</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td style="text-align: right;">461,000</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td style="text-align: right;">522,000</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td style="text-align: right;">603,000</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td style="text-align: right;">701,000</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td style="text-align: right;">800,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 第三条第二号の規定により任期を定めて採用された職員（以下「第二号任期付研究員」という。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td style="text-align: right;">336,000</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td style="text-align: right;">371,000</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td style="text-align: right;">398,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>3～8 (略)</p> <p>(給与条例等の適用除外等)</p> <p>第六条 (略)</p> <p>2 第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員に対する給与条例第二条、第二十四条第一項及び第二十七条第二項の規定の適用については、給与条例第二条中「勤勉手当」とあるのは「勤勉手当、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成十七年青森市条例第四十号。以下「任期付研究員条例」という。）第五条第七項に規定する任期付研究員業績手当」と、給与条例第二十四条第一項中「にある職員」とあるのは「にある職員（任期付研究員条例第三条第一号の規定により任期を定めて採用された職員を含む。第二十六条において同じ。））」と、給与条例第二十七条第二項中「<u>百分の百二十、</u>」とあるのは「<u>百分の百六十二・五、</u>」と、「<u>百分の百二十五</u>」とあるのは「<u>百分の百六十七・五</u>」とする。</p>	号給	給料月額		円	1	402,000	2	461,000	3	522,000	4	603,000	5	701,000	6	800,000	号給	給料月額		円	1	336,000	2	371,000	3	398,000	<p>(給与に関する特例)</p> <p>第五条 第三条第一号の規定により任期を定めて採用された職員（以下「第一号任期付研究員」という。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td style="text-align: right;">398,000</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td style="text-align: right;">456,000</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td style="text-align: right;">516,000</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td style="text-align: right;">596,000</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td style="text-align: right;">693,000</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td style="text-align: right;">791,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 第三条第二号の規定により任期を定めて採用された職員（以下「第二号任期付研究員」という。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td style="text-align: right;">332,000</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td style="text-align: right;">367,000</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td style="text-align: right;">394,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>3～8 (略)</p> <p>(給与条例等の適用除外等)</p> <p>第六条 (略)</p> <p>2 第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員に対する給与条例第二条、第二十四条第一項及び第二十七条第二項の規定の適用については、給与条例第二条中「勤勉手当」とあるのは「勤勉手当、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成十七年青森市条例第四十号。以下「任期付研究員条例」という。）第五条第七項に規定する任期付研究員業績手当」と、給与条例第二十四条第一項中「にある職員」とあるのは「にある職員（任期付研究員条例第三条第一号の規定により任期を定めて採用された職員を含む。第二十六条において同じ。））」と、給与条例第二十七条第二項中「<u>百分の百二十</u>」とあるのは「<u>百分の百六十二・五</u>」とする。</p>	号給	給料月額		円	1	398,000	2	456,000	3	516,000	4	596,000	5	693,000	6	791,000	号給	給料月額		円	1	332,000	2	367,000	3	394,000
号給	給料月額																																																				
	円																																																				
1	402,000																																																				
2	461,000																																																				
3	522,000																																																				
4	603,000																																																				
5	701,000																																																				
6	800,000																																																				
号給	給料月額																																																				
	円																																																				
1	336,000																																																				
2	371,000																																																				
3	398,000																																																				
号給	給料月額																																																				
	円																																																				
1	398,000																																																				
2	456,000																																																				
3	516,000																																																				
4	596,000																																																				
5	693,000																																																				
6	791,000																																																				
号給	給料月額																																																				
	円																																																				
1	332,000																																																				
2	367,000																																																				
3	394,000																																																				

○第 4 条関係

一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成十七年条例第四十号）新旧対照表

・令和 6 年度以降に係る改正

改正後	改正前
(給与条例等の適用除外等)	(給与条例等の適用除外等)
<p>第六条 (略)</p> <p>2 第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員に対する給与条例第二条、第二十四条第一項及び第二十七条第二項の規定の適用については、給与条例第二条中「勤勉手当」とあるのは「勤勉手当、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成十七年青森市条例第四十号。以下「任期付研究員条例」という。）第五条第七項に規定する任期付研究員業績手当」と、給与条例第二十四条第一項中「にある職員」とあるのは「にある職員（任期付研究員条例第三条第一号の規定により任期を定めて採用された職員を含む。第二十六条において同じ。））」と、給与条例第二十七条第二項中「<u>百分の百二十二・五</u>」とあるのは「<u>百分の百六十五</u>」とする。</p>	<p>第六条 (略)</p> <p>2 第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員に対する給与条例第二条、第二十四条第一項及び第二十七条第二項の規定の適用については、給与条例第二条中「勤勉手当」とあるのは「勤勉手当、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成十七年青森市条例第四十号。以下「任期付研究員条例」という。）第五条第七項に規定する任期付研究員業績手当」と、給与条例第二十四条第一項中「にある職員」とあるのは「にある職員（任期付研究員条例第三条第一号の規定により任期を定めて採用された職員を含む。第二十六条において同じ。））」と、給与条例第二十七条第二項中「<u>百分の百二十、</u>」とあるのは「<u>百分の百六十二・五、</u>」と、「<u>百分の百二十五</u>」とあるのは「<u>百分の百六十七・五</u>」とする。</p>

○第 5 条関係

一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十七年条例第四十一号）新旧対照表

・令和 5 年度に係る改正

改正後	改正前																																				
<p>(給与に関する特例)</p> <p>第四条 第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号給</th> <th style="text-align: right;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: right;">380,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: right;">427,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: right;">477,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: right;">539,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: right;">615,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6</td> <td style="text-align: right;">718,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7</td> <td style="text-align: right;">839,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>2～6 (略)</p> <p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第五条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第二条、第二十四条第一項及び第二十七条第二項の規定の適用については、給与条例第二条中「勤勉手当」とあるのは「勤勉手当、一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十七年青森市条例第四十一号。以下「任期付職員条例」という。）第四条第五項に規定する特定任期付職員業績手当」と、給与条例第二十四条第一項中「にある職員」とあるのは「にある職員（任期付職員条例第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。第二十六条において同じ。）」と、給与条例第二十七条第二項中「<u>百分の百二十、</u>」とあるのは「<u>百分の百六十二・五、</u>」と、「<u>百分の百二十五</u>」とあるのは「<u>百分の百六十七・五</u>」とする。</p>	号給	給料月額		円	1	380,000	2	427,000	3	477,000	4	539,000	5	615,000	6	718,000	7	839,000	<p>(給与に関する特例)</p> <p>第四条 第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号給</th> <th style="text-align: right;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: right;">376,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: right;">422,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: right;">472,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: right;">533,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: right;">608,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6</td> <td style="text-align: right;">710,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7</td> <td style="text-align: right;">830,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>2～6 (略)</p> <p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第五条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第二条、第二十四条第一項及び第二十七条第二項の規定の適用については、給与条例第二条中「勤勉手当」とあるのは「勤勉手当、一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十七年青森市条例第四十一号。以下「任期付職員条例」という。）第四条第五項に規定する特定任期付職員業績手当」と、給与条例第二十四条第一項中「にある職員」とあるのは「にある職員（任期付職員条例第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。第二十六条において同じ。）」と、給与条例第二十七条第二項中「<u>百分の百二十</u>」とあるのは「<u>百分の百六十二・五</u>」とする。</p>	号給	給料月額		円	1	376,000	2	422,000	3	472,000	4	533,000	5	608,000	6	710,000	7	830,000
号給	給料月額																																				
	円																																				
1	380,000																																				
2	427,000																																				
3	477,000																																				
4	539,000																																				
5	615,000																																				
6	718,000																																				
7	839,000																																				
号給	給料月額																																				
	円																																				
1	376,000																																				
2	422,000																																				
3	472,000																																				
4	533,000																																				
5	608,000																																				
6	710,000																																				
7	830,000																																				

○第 6 条関係

一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十七年条例第四十一号）新旧対照表

・令和 6 年度以降に係る改正

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（給与条例の適用除外等）</p> <p>第五条 （略）</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第二条、第二十四条第一項及び第二十七条第二項の規定の適用については、給与条例第二条中「勤勉手当」とあるのは「勤勉手当、一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十七年青森市条例第四十一号。以下「任期付職員条例」という。）第四条第五項に規定する特定任期付職員業績手当」と、給与条例第二十四条第一項中「にある職員」とあるのは「にある職員（任期付職員条例第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。第二十六条において同じ。）」と、給与条例第二十七条第二項中「<u>百分の百二十二・五</u>」とあるのは「<u>百分の百六十五</u> _____」とする。</p>	<p style="text-align: center;">（給与条例の適用除外等）</p> <p>第五条 （略）</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第二条、第二十四条第一項及び第二十七条第二項の規定の適用については、給与条例第二条中「勤勉手当」とあるのは「勤勉手当、一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十七年青森市条例第四十一号。以下「任期付職員条例」という。）第四条第五項に規定する特定任期付職員業績手当」と、給与条例第二十四条第一項中「にある職員」とあるのは「にある職員（任期付職員条例第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。第二十六条において同じ。）」と、給与条例第二十七条第二項中「<u>百分の百二十、_____</u>」とあるのは「<u>百分の百六十二・五、</u>」と、「<u>百分の百二十五</u>」とあるのは「<u>百分の百六十七・五</u>」とする。</p>

○第 7 条関係

青森市特別職の職員の給与に関する条例（平成十七年条例第四十九号）新旧対照表

・令和 5 年度に係る改正

改正後	改正前
<p>(市長等の給与)</p> <p>第二条 前条第一号から第五号までに掲げる職員(以下「市長等」という。)の受ける給与は、別に条例で定めるもののほか給料、通勤手当、期末手当及び寒冷地手当とする。</p> <p>(市長等の通勤手当、期末手当及び寒冷地手当の支給)</p> <p>第四条 市長等の通勤手当、期末手当及び寒冷地手当の支給については、青森市職員の給与に関する条例（平成十七年青森市条例第五十三号。以下「一般職給与条例」という。）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。この場合において、その例によるものとされる一般職給与条例第二十七条第二項において「<u>百分の百二十、</u>」とあるのは「<u>百分の百六十二・五、</u>」と、「<u>百分の百二十五</u>」とあるのは「<u>百分の百六十七・五</u>」とする。ただし、一般職給与条例第二十七条第五項において規則で定めることとされている事項については、市長が別に定める。</p> <p>(議会議員の期末手当の支給)</p> <p>第七条 議会議員の受ける期末手当の支給については、一般職の職員の例による。この場合において、その例によるものとされる一般職給与条例第二十七条第二項において「<u>百分の百二十、</u>」とあるのは「<u>百分の百六十二・五、</u>」と、「<u>百分の百二十五</u>」とあるのは「<u>百分の百六十七・五</u>」とする。ただし、一般職給与条例第二十七条第五項において規則で定めることとされている事項については、市長が別に定める。</p>	<p>(市長等の給与)</p> <p>第二条 前条第一号から第五号までに掲げる職員(以下「市長等」という。)の受ける給与は、別に条例で定めるもののほか給料_____、期末手当及び寒冷地手当とする。</p> <p>(市長等の_____期末手当及び寒冷地手当の支給)</p> <p>第四条 市長等の_____期末手当及び寒冷地手当の支給については、青森市職員の給与に関する条例（平成十七年青森市条例第五十三号。以下「一般職給与条例」という。）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。この場合において、その例によるものとされる一般職給与条例第二十七条第二項において「<u>百分の百二十</u>」とあるのは「<u>百分の百六十二・五_____</u>」とする。ただし、一般職給与条例第二十七条第五項において規則で定めることとされている事項については、市長が別に定める。</p> <p>(議会議員の期末手当の支給)</p> <p>第七条 議会議員の受ける期末手当の支給については、一般職の職員の例による。この場合において、その例によるものとされる一般職給与条例第二十七条第二項において「<u>百分の百二十</u>」とあるのは「<u>百分の百六十二・五_____</u>」とする。ただし、一般職給与条例第二十七条第五項において規則で定めることとされている事項については、市長が別に定める。</p>

○第 8 条関係

青森市特別職の職員の給与に関する条例（平成十七年条例第四十九号）新旧対照表

・令和 6 年度以降に係る改正

改正後	改正前
<p>（市長等の通勤手当、期末手当及び寒冷地手当の支給）</p> <p>第四条 市長等の通勤手当、期末手当及び寒冷地手当の支給については、青森市職員の給与に関する条例（平成十七年青森市条例第五十三号。以下「一般職給与条例」という。）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。この場合において、その例によるものとされる一般職給与条例第二十七条第二項において「<u>百分の百二十二・五</u>」とあるのは「<u>百分の百六十五</u>」とする。ただし、一般職給与条例第二十七条第五項において規則で定めることとされている事項については、市長が別に定める。</p> <p>（議会議員の期末手当の支給）</p> <p>第七条 議会議員の受ける期末手当の支給については、一般職の職員の例による。この場合において、その例によるものとされる一般職給与条例第二十七条第二項において「<u>百分の百二十二・五</u>」とあるのは「<u>百分の百六十五</u>」とする。ただし、一般職給与条例第二十七条第五項において規則で定めることとされている事項については、市長が別に定める。</p>	<p>（市長等の通勤手当、期末手当及び寒冷地手当の支給）</p> <p>第四条 市長等の通勤手当、期末手当及び寒冷地手当の支給については、青森市職員の給与に関する条例（平成十七年青森市条例第五十三号。以下「一般職給与条例」という。）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。この場合において、その例によるものとされる一般職給与条例第二十七条第二項において「<u>百分の百二十、</u>」とあるのは「<u>百分の百六十二・五、</u>」と、「<u>百分の百二十五</u>」とあるのは「<u>百分の百六十七・五</u>」とする。ただし、一般職給与条例第二十七条第五項において規則で定めることとされている事項については、市長が別に定める。</p> <p>（議会議員の期末手当の支給）</p> <p>第七条 議会議員の受ける期末手当の支給については、一般職の職員の例による。この場合において、その例によるものとされる一般職給与条例第二十七条第二項において「<u>百分の百二十、</u>」とあるのは「<u>百分の百六十二・五、</u>」と、「<u>百分の百二十五</u>」とあるのは「<u>百分の百六十七・五</u>」とする。ただし、一般職給与条例第二十七条第五項において規則で定めることとされている事項については、市長が別に定める。</p>

○第 9 条関係

青森市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第八号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>(給与の種類)</p> <p>第二条 会計年度任用職員のうち法第二十二条の二第一項第二号に掲げる職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）の給与の種類は、給料、初任給調整手当、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当、<u>期末手当及び勤勉手当</u>とする。</p> <p>第三条 会計年度任用職員のうち法第二十二条の二第一項第一号に掲げる職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）の給与の種類は、報酬、<u>期末手当及び勤勉手当</u>とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(手当等の額)</p> <p>第五条 第二条に規定する手当の額並びに第三条第一項に規定する<u>手当</u>の額及び同条第二項に規定する手当に相当する額については、一般職の常勤の職員との権衡、その職務の特殊性等を考慮し、予算の範囲内で任命権者が定める。</p> <p>(単純な労務に雇用される会計年度任用職員の給与の種類及び基準)</p> <p>第八条 単純労務職員のうち会計年度任用職員の給与の種類は、給料、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当、<u>期末手当及び勤勉手当</u>とする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(給与の種類)</p> <p>第二条 会計年度任用職員のうち法第二十二条の二第一項第二号に掲げる職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）の給与の種類は、給料、初任給調整手当、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当及び<u>期末手当</u>とする。</p> <p>第三条 会計年度任用職員のうち法第二十二条の二第一項第一号に掲げる職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）の給与の種類は、報酬及<u>び期末手当</u>とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(手当等の額)</p> <p>第五条 第二条に規定する手当の額並びに第三条第一項に規定する<u>期末手当</u>の額及び同条第二項に規定する手当に相当する額については、一般職の常勤の職員との権衡、その職務の特殊性等を考慮し、予算の範囲内で任命権者が定める。</p> <p>(単純な労務に雇用される会計年度任用職員の給与の種類及び基準)</p> <p>第八条 単純労務職員のうち会計年度任用職員の給与の種類は、給料、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当及び<u>期末手当</u>とする。</p> <p>2 (略)</p>

○第10条関係

青森市職員の育児休業等に関する条例（平成十七年条例第四十八号）新旧対照表

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（育児休業をしている職員の期末手当等の支給）</p> <p>第六条 （略）</p> <p>2 青森市職員の給与に関する条例第三十条第一項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員 _____ のうち、基準日以前六箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p>	<p style="text-align: center;">（育児休業をしている職員の期末手当等の支給）</p> <p>第六条 （略）</p> <p>2 青森市職員の給与に関する条例第三十条第一項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員（<u>地方公務員法第二十二条の二第一項に規定する会計年度任用職員を除く。</u>）のうち、基準日以前六箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p>

○第11条関係

青森市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成十七年条例第二百二十号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>(会計年度任用職員の給与)</p> <p>第二十四条 企業職員で会計年度任用職員(地方公務員法第二十二条の二第一項に規定する会計年度任用職員をいう。次条第一項において同じ。)であるもののうち同法第二十二条の二第一項第一号に掲げる職員の給与の種類は、給料、初任給調整手当、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当、<u>期末手当及び勤勉手当</u>とする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(会計年度任用職員の給与)</p> <p>第二十四条 企業職員で会計年度任用職員(地方公務員法第二十二条の二第一項に規定する会計年度任用職員をいう。次条第一項において同じ。)であるもののうち同法第二十二条の二第一項第一号に掲げる職員の給与の種類は、給料、初任給調整手当、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当<u>及び期末手当</u>____とする。</p> <p>2 (略)</p>
<p>第二十五条 企業職員で会計年度任用職員であるもののうち地方公務員法第二十二条の二第一項第二号に掲げる職員の給与の種類は、給料、初任給調整手当、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当、<u>期末手当、勤勉手当及び退職手当</u>とする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>第二十五条 企業職員で会計年度任用職員であるもののうち地方公務員法第二十二条の二第一項第二号に掲げる職員の給与の種類は、給料、初任給調整手当、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当、<u>期末手当</u>_____及び退職手当とする。</p> <p>2 (略)</p>

○第12条関係

青森市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成十七年条例第五十四号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>(感染症等作業手当)</p> <p>第三条 感染症等作業手当は、次に掲げる場合に支給する。</p> <p>一 職員が、感染症(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)第六条第二項から第四項までに定める感染症、同条第七項に定める<u>新型インフルエンザ等感染症</u>、<u>同条第八項に定める指定感染症及び同条第九項に定める新感染症</u>をいう。以下同じ。)の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため行う感染症の病原体に汚染され、若しくは汚染された疑いがある場所若しくは物件の消毒作業又はねずみ族、昆虫等の駆除作業(これらの作業のうち第四号の作業を除く。)に従事した場合</p> <p>二 職員が、感染症の患者、<u>疑似症患者</u> 又は _____ 無症状病原体保有者(次号において「<u>感染症患者等</u>」という。)の移送作業(第四号の作業を除く。)に従事した場合</p> <p>三 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第十五項に定める第二種感染症指定医療機関の感染症病床に配置されている職員(次条の規定の適用を受ける職員を除く。)が、感染症病床において感染症患者等の看護又は感染症の病原体に汚染され、若しくは汚染された疑いがある物件の処理作業(これらの作業のうち次号の作業を除く。)に従事した場合</p> <p>四 職員が、<u>特定新型インフルエンザ等(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)第二条第一号に規定する新型インフルエンザ等で、当該新型インフルエンザ等に係る同法第十五条第一項に規定する政府対策本部が設置されたもの(市長の定めるものに限る。))</u>をいう。)から人の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業で市長の定めるものに従事した場合</p> <p>五 職員が、伝染病菌を有する家畜又は伝染病菌を有する疑いがある家畜に対する防疫作業に従事した場合</p> <p>六 前各号に掲げる場合のほか、市長がこれらの場合と同様に取り扱うことが適当であると認める場</p>	<p>(感染症等作業手当)</p> <p>第三条 感染症等作業手当は、次に掲げる場合に支給する。</p> <p>一 職員が、感染症(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)第六条第二項から第四項までに定める感染症、同条第七項 _____)に定める指定感染症及び<u>同条第八項に定める新感染症</u>をいう。以下同じ。)の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため行う感染症の病原体に汚染され、若しくは汚染された疑いがある場所若しくは物件の消毒作業又はねずみ族、昆虫等の駆除作業 _____に従事した場合</p> <p>二 職員が、感染症の患者、<u>感染症の疑似症患者又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第八条第三項の規定により一類感染症の患者とみなされる無症状病原体保有者</u>(次号において「<u>感染症患者等</u>」という。)の移送作業 _____に従事した場合</p> <p>三 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第十五項に定める第二種感染症指定医療機関の感染症病床に配置されている職員(次条の規定の適用を受ける職員を除く。)が、感染症病床において感染症患者等の看護又は感染症の病原体に汚染され、若しくは汚染された疑いがある物件の処理作業 _____に従事した場合</p> <p>(新設)</p> <p>四 職員が、伝染病菌を有する家畜又は伝染病菌を有する疑いがある家畜に対する防疫作業に従事した場合</p> <p>五 前各号に掲げる場合のほか、市長がこれらの場合と同様に取り扱うことが適当であると認める場</p>

改正後	改正前
<p>合</p> <p>2 前項第一号から第三号まで及び第五号の手当（同項第六号の規定により同項第一号から第三号まで及び第五号に掲げる場合と同様に取り扱うことが適当であると認める場合に支給する手当を含む。）の額は、作業に従事した日一日につき三百五十円（同号の作業のうち心身に著しい負担を与えると認められる作業で市長の定めるものに従事した場合は、当該作業に従事した日一日につき七百円）とし、同項第四号の手当（同項第六号の規定により同項第四号に掲げる場合と同様に取り扱うことが適当であると認める場合に支給する手当を含む。）の額は、作業に従事した日一日につき四千円の範囲内で市長が定める額とする。</p>	<p>合</p> <p>2 前項 _____ の手当 _____</p> <p>_____ の額</p> <p>は、作業に従事した日一日につき三百五十円 _____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____ とする。</p>